

健全化判断比率について（解説）

平成21年4月1日から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」が全面施行されました。それに伴い、毎年監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会に報告するとともに、市民のみなさんに公表することが義務づけられました。また、比率が財政健全化基準または財政再生基準を超えた場合には財政健全化計画または財政再生計画を定め、その計画に沿って財政の健全化を行うことが義務づけられました。

1. 実質赤字比率について

実質赤字比率は、福祉や教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

2. 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すものです。

3. 実質公債費比率について

実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

4. 将来負担比率について

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計の借入金や退職金、特別会計等の借入金に対する一般会計からの繰出金など将来支払うべき負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。